

求人者の皆様へ

株式会社 ハナケンヒューマンブレイド
有料職業紹介事業（13-ユ-313065）

- 取扱い職種の範囲等
職業：全職種（港湾運送業務、建設業務を除く）
地域：国内全域
若年雇用促進法第 11 条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱わない。
- 手数料に関する事項
手数料表（消費税含む）のとおりです。
（一般登録型）

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 〃 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後１年間に支払われるはずの賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が１年を超える場合は最大１年間分）に支払われるはずの賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50 % 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50 % 手数料負担者は 求人者 とします。

(サーチ／スカウト型)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	手数料負担者は 求人者 とします。 着手金 2,000,000 円 (%) 活動1日あたり 100,000 円 (%) 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50 % 手数料負担者は 求人者 とします。

- 苦情の処理に関する事項
苦情申出先 職業紹介責任者 伊藤義兼 連絡先 03 (6709) 3688
- 個人情報の取扱いに関する事項
当事業所の「個人情報適正管理規程」は次のとおりです。
第1条 個人情報（求人者の情報）については職業紹介に係るものに限る。
第2条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、担当取締役、職業紹介責任者、職業紹介責任者の職務代行者及び職業紹介業務を担当している事務員のみとする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 伊藤義兼とする。
第3条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を少なくとも年1回実施するものとする。また、職業紹介責任者は少なくとも5年に1回は職業紹介者講習を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得よう努めることとする。
第4条 第1条の個人情報取扱責任者は、個人の情報に関して、当該情報の本人からの情報の開示請求があった場合は、その情報に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。更にこれに基づく訂正（削除を含む。以下同じ）の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うこととする。
第5条 個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報に係る苦情処理担当者は職業紹介責任者 伊藤義兼とする。
第6条 有効期間は求人受付後、2年間とする。
※職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5取扱職種の範囲等の明示です。
- 返戻金制度について
雇い入れ後、30日以内に求職者が本人都合により退職した場合は、紹介料金の50%相当額を返金いたします。
※返金は退職日から7日以内に弊社宛に連絡を頂いた場合に限り ※紹介予定派遣は当該制度の対象外とする
※返金率および返金の対象となる補償期間および連絡期日は求人者と当社間で別に定めをする場合がある

2021年4月1日 労働局申請受理

求職者の皆様へ

株式会社 ハナケンヒューマンブレイド
有料職業紹介事業（13-ユ-313065）

● 取扱い職種の範囲等

- ・ 職業：全職種（港湾運送業務、建設業務を除く）
- ・ 地域：国内全域

若年雇用促進法第11条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱わない。

● 手数料に関する事項

- ・ 手数料につきましては、一切徴収致しません。

● 苦情の処理に関する事項

苦情申出先 職業紹介責任者 伊藤義兼 連絡先 03(6709) 3688

● 個人情報の取扱いに関する事項

当事業所の「個人情報適正管理規程」は次のとおりです。

第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、担当取締役、職業紹介責任者、職業紹介責任者の職務代行者及び職業紹介業務を担当している事務員のみとする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 伊藤義兼とする。

第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を少なくとも年1回実施するものとする。また、職業紹介責任者は少なくとも5年に1回は職業紹介者講習を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得るよう努めることとする。

第3条 第1条の個人情報取扱責任者は、個人の情報に関して、当該情報の本人からの情報の開示請求があった場合は、その情報に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。更にこれに基づく訂正（削除を含む。以下同じ）の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うこととする。

第4条 個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報に係る苦情処理担当者は職業紹介責任者 伊藤義兼とする。

第5条 有効期間は登録後、2年間とする。

● 返戻金制度について

弊社では求人者に対し、求人者が雇い入れ後30日以内に求職者の本人都合による退職した場合は、紹介料金の50%相当額を返金する制度を設けています。

※返金は退職日から7日以内に求人者より弊社宛に連絡を頂いた場合に限る

※紹介予定派遣は当該制度の対象外とする

※返金率および返金の対象となる補償期間および連絡期日は求人者と当社の間で別に定めをする場合がある

※職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5取扱職種の範囲等の明示です。

2021年4月1日 労働局申請受理

求人者の皆様へ

株式会社 ハナケンヒューマンブレイド 関西支店
有料職業紹介事業（１３－ユ－３１３０６５）

- 取扱い職種の範囲等
職業：全職種（港湾運送業務、建設業務を除く）
地域：国内全域
若年雇用促進法第 11 条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱わない。
- 手数料に関する事項
手数料表（消費税含む）のとおりです。
（一般登録型）

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 〃 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われるはずの賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われるはずの賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50 % 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50 % 手数料負担者は 求人者 とします。

(サーチ／スカウト型)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 2,000,000 円 (%) 活動1日あたり 100,000 円 (%) 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50 % 手数料負担者は 求人者 とします。

- 苦情の処理に関する事項
苦情申出先 職業紹介責任者 井坂浩平 連絡先 06-6926-8598
- 個人情報の取扱いに関する事項
当事業所の「個人情報適正管理規程」は次のとおりです。
第1条 個人情報（求人者の情報）については職業紹介に係るものに限る。
第2条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、担当取締役、職業紹介責任者、職業紹介責任者の職務代行者及び職業紹介業務を担当している事務員のみとする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 井坂浩平とする。
第3条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を少なくとも年1回実施するものとする。また、職業紹介責任者は少なくとも5年に1回は職業紹介者講習を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得よう努めることとする。
第4条 第1条の個人情報取扱責任者は、個人の情報に関して、当該情報の本人からの情報の開示請求があった場合は、その情報に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。更にこれに基づく訂正（削除を含む。以下同じ）の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うこととする。
第5条 個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報に係る苦情処理担当者は職業紹介責任者 井坂浩平とする。
第6条 有効期間は求人受付後、2年間とする。
※職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5取扱職種の範囲等の明示です。
- 返戻金制度について
雇い入れ後、30日以内に求職者が本人都合により退職した場合は、紹介料金の50%相当額を返金いたします。
※返金は退職日から7日以内に弊社宛に連絡を頂いた場合に限り ※紹介予定派遣は当該制度の対象外とする
※返金率および返金の対象となる補償期間および連絡期日は求人者と当社間で別に定めをする場合がある

求職者の皆様へ

株式会社 ハナケンヒューマンブレイド 関西支店
有料職業紹介事業（13-ユ-313065）

● 取扱い職種の範囲等

- ・ 職業：全職種（港湾運送業務、建設業務を除く）
- ・ 地域：国内全域

若年雇用促進法第11条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱わない。

● 手数料に関する事項

- ・ 手数料につきましては、一切徴収致しません。

● 苦情の処理に関する事項

苦情申出先 職業紹介責任者 井坂浩平 連絡先 06-6926-8598

● 個人情報の取扱いに関する事項

当事業所の「個人情報適正管理規程」は次のとおりです。

第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、担当取締役、職業紹介責任者、職業紹介責任者の職務代行者及び職業紹介業務を担当している事務員のみとする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 井坂浩平とする。

第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を少なくとも年1回実施するものとする。また、職業紹介責任者は少なくとも5年に1回は職業紹介者講習を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得るよう努めることとする。

第3条 第1条の個人情報取扱責任者は、個人の情報に関して、当該情報の本人からの情報の開示請求があった場合は、その情報に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。更にこれに基づく訂正（削除を含む。以下同じ）の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うこととする。

第4条 個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報に係る苦情処理担当者は職業紹介責任者 井坂浩平とする。

第5条 有効期間は登録後、2年間とする。

● 返戻金制度について

弊社では求人者に対し、求人者が雇い入れ後30日以内に求職者の本人都合による退職した場合は、紹介料金の50%相当額を返金する制度を設けています。

※返金は退職日から7日以内に求人者より弊社宛に連絡を頂いた場合に限る

※紹介予定派遣は当該制度の対象外とする

※返金率および返金の対象となる補償期間および連絡期日は求人者と当社の間で別に定めをする場合がある

※職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5取扱職種の範囲等の明示です。

求人者の皆様へ

株式会社 ハナケンヒューマンブレイド 九州支店
有料職業紹介事業（１３－ユ－３１３０６５）

- 取扱い職種の範囲等
職業：全職種（港湾運送業務、建設業務を除く）
地域：国内全域
若年雇用促進法第１１条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱わない。
- 手数料に関する事項
手数料表（消費税込含む）のとおりです。
（一般登録型）

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	手数料負担者は 〇 円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後１年間に支払われるはずの賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50 %
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス【職業紹介の付加サービス】	(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が１年を超える場合は最大１年間分）に支払われるはずの賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50 %
＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	手数料負担者は 求人者 とします。 成功報酬 当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50 %
	手数料負担者は 求人者 とします。

（サーチ／スカウト型）

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	手数料負担者は 〇 円
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	手数料負担者は 求人者 とします。 着手金 2,000,000 円 (%) 活動１日あたり 100,000 円 (%)
	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50 %
	(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が１年を超える場合は最大１年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50 %
	手数料負担者は 求人者 とします。

- 苦情の処理に関する事項
苦情申出先 職業紹介責任者 原口博基 連絡先 092（409）1718
- 個人情報の取扱いに関する事項
当事業所の「個人情報適正管理規程」は次のとおりです。
第１条 個人情報（求人者の情報）については職業紹介に係るものに限る。
第２条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、担当取締役、職業紹介責任者、職業紹介責任者の職務代行者及び職業紹介業務を担当している事務員のみとする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 原口博基とする。
第３条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第１条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取扱に関する教育・指導を少なくとも年１回実施するものとする。また、職業紹介責任者は少なくとも５年に１回は職業紹介者講習を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得よう努めることとする。
第４条 第１条の個人情報取扱責任者は、個人の情報に関して、当該情報の本人からの情報の開示請求があった場合は、その情報に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。更にこれに基づく訂正（削除を含む。以下同じ）の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うこととする。
第５条 個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報に係る苦情処理担当者は職業紹介責任者 原口博基とする。
第６条 有効期間は求人受付後、２年間とする。
※職業安定法第３２条の１３、同法施行規則第２４条の５取扱職種の範囲等の明示です。
- 返戻金制度について
雇い入れ後、３０日以内に求職者が本人都合により退職した場合は、紹介料金の５０％相当額を返金いたします。
※返金は退職日から７日以内に弊社宛に連絡を頂いた場合に限る ※紹介予定派遣は当該制度の対象外とする
※返金率および返金の対象となる補償期間および連絡期日は求人者と当社の間で別々に定めをする場合がある

求職者の皆様へ

株式会社 ハナケンヒューマンブレイド 九州支店
有料職業紹介事業（13-ユ-313065）

● 取扱い職種の範囲等

- ・ 職業：全職種（港湾運送業務、建設業務を除く）
- ・ 地域：国内全域

若年雇用促進法第11条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱わない。

● 手数料に関する事項

- ・ 手数料につきましては、一切徴収致しません。

● 苦情の処理に関する事項

苦情申出先 職業紹介責任者 原口博基 連絡先 092（409）1718

● 個人情報の取扱いに関する事項

当事業所の「個人情報適正管理規程」は次のとおりです。

第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、担当取締役、職業紹介責任者、職業紹介責任者の職務代行者及び職業紹介業務を担当している事務員のみとする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 原口博基とする。

第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を少なくとも年1回実施するものとする。また、職業紹介責任者は少なくとも5年に1回は職業紹介者講習を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得るよう努めることとする。

第3条 第1条の個人情報取扱責任者は、個人の情報に関して、当該情報の本人からの情報の開示請求があった場合は、その情報に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。更にこれに基づく訂正（削除を含む。以下同じ）の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うこととする。

第4条 個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報に係る苦情処理担当者は職業紹介責任者 原口博基とする。

第5条 有効期間は登録後、2年間とする。

● 返戻金制度について

弊社では求人者に対し、求人者が雇い入れ後30日以内に求職者の本人都合による退職した場合は、紹介料金の50%相当額を返金する制度を設けています。

※返金は退職日から7日以内に求人者より弊社宛に連絡を頂いた場合に限る

※紹介予定派遣は当該制度の対象外とする

※返金率および返金の対象となる補償期間および連絡期日は求人者と当社の間で別に定めをする場合がある

※職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5取扱職種の範囲等の明示です。